福祉用具専門相談員指定講習会カリキュラム

| 科目名 | 区分 | 時間数 | | |
|---|--------|----------|--|--|
| 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 | | 2時間 | | |
| 福祉用具の役割 | 講義 | (1時間) | | |
| 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 | 講義 | (1時間) | | |
| 介護保険制度等に関する基礎知識 | | 4時間 | | |
| 介護保険制度等の考え方と仕組み | 講義 | (2時間) | | |
| 介護サービスにおける視点 | 講義 | (2時間) | | |
| 高齢者と介護・医療に関する基礎知識 | | 16.5時間 | | |
| からだとこころの理解 | 講義 | (6. 5時間) | | |
| リハビリテーション | 講義 | (2時間) | | |
| 高齢者の日常生活の理解 | 講義 | (2時間) | | |
| 介護技術 | 講義・演習 | (4時間) | | |
| 住環境と住宅改修 講義・演習 | | | | |
| 個別の福祉用具に関する知識・技術 | | | | |
| 福祉用具の特徴 | 講義・演習 | (8時間) | | |
| 福祉用具の活用 | 講義・演習 | (8時間) | | |
| 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 講義・演習 | | (1. 5時間) | | |
| 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関 | する総合演習 | 13時間 | | |
| 福祉用具の供給とサービスの仕組み | 講義 | (3時間) | | |
| 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用 | 講義・演習 | (10時間) | | |
| | 合計 | 53時間 | | |
| ※上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施する。 ※到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。 | | | | |

講師要件表

| 講 師 要 件 表 目 目 目 | 講師の要件 | | | |
|---------------------------|---|--|--|--|
| 一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 | | | | |
| (1) 福祉用具の役割 | ①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目 | | | |
| (2) 福祉用具専門相談 員の役割と職業倫理 | 又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者。 | | | |
| 二 介護保険制度等に関 | する基礎知識 | | | |
| (1) 介護保険制度等の 考え方と仕組み | ①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③ 看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記 | | | |
| (2) 介護サービスにお ける視点 | 以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担 当に適任であると特に認められる者 | | | |
| 三 高齢者と介護・医療 | に関する基礎知識 | | | |
| (1) からだとこころの 理解 | ①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者 | | | |
| (2) リハビリテーション | ①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学 院等教員 ⑥前記以外の者でその業績を審査することによ って当該科目の担当に適任であると特に認められる者 | | | |
| (3) 高齢者の日常生活 の理解 | ①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介 護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護 機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)⑦ | | | |
| (4) 介護技術 | 大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者 | | | |
| (5) 住環境と住宅改修 | ①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④ 福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉 用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院 等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによっ て当該科目の担当に適任であると特に認められる者 | | | |

| 四 個別の福祉用具に関する知識・技術 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| (1) 福祉用具の特徴 | ①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介 護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー | | | | |
| (2) 福祉用具の活用 | 研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目 の担当に適任であると特に認められる者 | | | | |
| (3) 福祉用具の安全利 用とリスクマネジメ ント | ①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前記以外の者でその業績を審査するこ とによって当該科目の担当に適任であると特に認められる 者 | | | | |
| 五 福祉用具に係るサー 総合演習 | - ビスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する | | | | |
| (1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み | ①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介 護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー | | | | |
| (2) 福祉用具による支 援プロセスの理解・福 祉用具貸与計画の作 成と活用 | 研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業を審査することによって当該科目の担当に適任であるとに認められる者 | | | | |

※ 講師(医師を除く)は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

| 科部 | 価祉用具専門相談貝指定講習における目的、到達目標及び内容の指針 | | | |
|--|-------------------------------------|------------------------------|------------------|---|
| 福祉用具 の定義と、高 | 科目 | 目的 | 到達目標 | 内容 |
| 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 | 1 福祉用 | 1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 | | |
| (1時間) 8する。 | 福祉用具 | ・福祉用具の定義と、高 | ・福祉用具の定義について、介護予 | ○福祉用具の定義と種類 |
| 「福祉用具の種類を観説できる。 | の役割 | 齢者等の暮らしを支え | 防と自立支援の考え方を踏まえて | ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 |
| - 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 - 利用者の日常生活動作(ADL)等の改善・介護保険制度における 福田具の果たす役割をイメージできる。 - 一部を持負担の軽減 (人福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚数材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。 (人一一会の社) (大護人) | 【講義】 | る上で果たす役割を理 | 概説できる。 | ※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 |
| ・・ | (1時間) | 解する。 | ・福祉用具の種類を概説できる。 | ○福祉用具の役割 |
| ・ | | | ・高齢者等の暮らしを支える上で福 | ・利用者の日常生活動作(ADL)等の改善 |
| - 介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。 「福祉用具専門相談員の 位置付けと役割を理解 と職業倫 と職業倫 と職業倫 と職業の (1 時間) ・ | | | 祉用具の果たす役割をイメージで | • 介護予防 |
| ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。 | | | きる。 | ・自立支援 |
| ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場のに関する。 ・一篇社用具専門相談員の仕事内容 | | | | ・介護負担の軽減 |
| 福祉用具 ・介護保険制度における 福祉用具専門相談員の 位置付けと役割を理解 し、高齢者等を支援する専門職であることを 観業倫 と職業倫 と職業倫 と職業倫 と職業倫 と職業 (1 時間) ・福祉用具専門相談員の担い手として職業 倫理の重要性を理解し、サービス 事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。 ・福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 ・指定基準 (人員基準・設備基準・運営基準) ・介護サービス事業者としての責務 ・指定基準 (人員基準・設備基準・運営基準) ・介護サービス事業者としての社会的責任 (法令遵守、維続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等) ・地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ・福祉用具専門相談員の倫理(法令遵守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等) ・自己研鑽の努力義務 (必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) ・介護保険制度等の目的と仕組み ・介護保険制度等の目的と仕組み ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) | | | | ○福祉用具の利用場面 |
| 専門相談 福祉用具専門相談員の 位置付けと役割を理解 し、高齢者等を支援する。 ・介護保険制度の担い手として職業 倫理の重要性を理解し、サービス 事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。 ・ の護点を列挙できる。 ・ の護点を列挙できる。 ・ の護点を列挙できる。 ・ の 一個社用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 ・ 指定基準 (人員基準・設備基準・運営基準) ・ 指定基準 (人員基準・設備基準・運営基準) ・ 指定基準 (人員基準・設備基準・運営基準) ・ 指定基準 (人員基準・設備基準・運営基準) ・ 介護中ビス事業者としての社会的責任 (法令遵守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等) ・ 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ・ 福祉用具専門相談員の倫理(法令遵守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等) ・ 自己研鑚の努力義務 (必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) ・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを 定の方法及び介護サービスの種類・介護保険制度の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) | | | | ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。 |
| 日の役割と職業倫と職業倫理理解と、力達保険制度の担い手として職業 | 福祉用具 | ・介護保険制度における | ・福祉用具による支援の手順に沿っ | ○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 |
| 世 | 専門相談 | 福祉用具専門相談員の | て、福祉用具専門相談員の役割を | ○福祉用具専門相談員の仕事内容 |
| 理 る専門職であることを 認識する。 | 員の役割 | 位置付けと役割を理解 | 列挙できる。 | ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画書等の作成、使用 |
| 「は では では できる。 ・ 福祉用具専門相談員としての社会的責任について留意点を列挙できる。 ・ 指定基準(人員基準・設備基準・運営基準) | と職業倫 | し、高齢者等を支援す | ・介護保険制度の担い手として職業 | 方法の指導、機能等の点検等) |
| ・福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。 ・介護サービス事業者としての社会的責任(法令遵守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等) ・地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ・福祉用具専門相談員の倫理(法令遵守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等) ・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) 2 介護保険制度等に関する基礎知識 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを定の方法及び介護サービスの種類と、基本的な仕組みを発え方と理解する。 ・地域包括ケアに係る関・内容を列挙できる。・地域包括ケアの理念を概説でき・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護サービスの種類と内容 | 理 | る専門職であることを | 倫理の重要性を理解し、サービス | ○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 |
| しての職業倫理の重要性を理解する。 | 【講義】 | 認識する。 | 事業者としての社会的責任につい | ・指定基準(人員基準・設備基準・運営基準) |
| 性を理解する。 | (1時間) | ・福祉用具専門相談員と | て留意点を列挙できる。 | ・介護サービス事業者としての社会的責任(法令遵守、継続的なサービス提供体制の |
| ・福祉用具専門相談員の倫理(法令遵守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等) ・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) 2 介護保険制度等に関する基礎知識 介護保険 ・介護保険制度等の目的と介護保険制度等の理念、給付や認制度等のと、基本的な仕組みを定の方法及び介護サービスの種質が表する。 理解する。 ・地域包括ケアに係る関・地域包括ケアの理念を概説でき・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス規模、費用負担等)・介護サービスの種類と内容 | | しての職業倫理の重要 | | 確保と業務継続計画等) |
| の向上、社会貢献等) ・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) 2 介護保険制度等に関する基礎知識 介護保険 ・介護保険制度等の目的 と、基本的な仕組みを 定の方法及び介護サービスの種 実え方と 理解する。 類・内容を列挙できる。 ・地域包括ケアに係る関 ・地域包括ケアの理念を概説でき ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護サービスの種類と内容 | | 性を理解する。 | | ・地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ |
| ・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) 2 介護保険制度等に関する基礎知識 介護保険 ・介護保険制度等の目的 と介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種定の方法及び介護サービスの種質に対している。 ○介護保険制度等の目的と仕組みを定の方法及び介護サービスの種質に対している。 ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)・介護サービスの種類と内容 仕組み ・地域包括ケアに係る関・地域包括ケアの理念を概説でき ・介護サービスの種類と内容 | | | | ・福祉用具専門相談員の倫理(法令遵守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性 |
| 2 介護保険制度等に関する基礎知識 介護保険 ・介護保険制度等の目的 ・介護保険制度等の理念、給付や認 ○介護保険制度等の目的と仕組み 制度等の と、基本的な仕組みを 定の方法及び介護サービスの種 ・介護保険制度の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護サービスの種類と内容 | | | | の向上、社会貢献等) |
| ↑護保険 ・介護保険制度等の目的 ・介護保険制度等の理念、給付や認 ○介護保険制度等の目的と仕組み と、基本的な仕組みを 定の方法及び介護サービスの種 ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) | | | | ・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上) |
| 制度等の と、基本的な仕組みを 定の方法及び介護サービスの種 ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) 考え方と 理解する。 類・内容を列挙できる。 ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・地域包括ケアに係る関 ・地域包括ケアの理念を概説でき ・介護サービスの種類と内容 | 2 介護保 | 2 介護保険制度等に関する基礎知識 | | |
| 考え方と 理解する。 類・内容を列挙できる。 ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) 仕組み ・地域包括ケアに係る関 ・地域包括ケアの理念を概説でき ・介護サービスの種類と内容 | 介護保険 | 介護保険制度等の目的 | ・介護保険制度等の理念、給付や認 | ○介護保険制度等の目的と仕組み |
| 仕組み ・地域包括ケアに係る関 ・地域包括ケアの理念を概説でき ・介護サービスの種類と内容 | 制度等の | と、基本的な仕組みを | 定の方法及び介護サービスの種 | ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) |
| | 考え方と | 理解する。 | 類・内容を列挙できる。 | ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) |
| 【講義】 連施策について理解 る。 ※最新の情報を踏まえたものとする。 | 仕組み | ・地域包括ケアに係る関 | ・地域包括ケアの理念を概説でき | ・介護サービスの種類と内容 |
| | 【講義】 | 連施策について理解 | る。 | ※最新の情報を踏まえたものとする。 |

| (2時間) | し、福祉用具専門相談 員はその担い手の一員 であることを自覚す る。 ・地域包括ケアを担う各 専門職の役割・責務に ついて理解する。 | ・地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。 | ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) |
|---------------------------------------|--|--|---|
| | ンバーで生所する。 | | ・医療・介護に関わる各専門職の役割 |
| 介護サー ビスにお ける視点 【講義】 (2時間) | ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 | ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つ上で配慮すべき点を列挙できる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。 | ○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ (QOL) ・虐待防止 (早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ) ・身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応 ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的 (人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順 (アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類 (ICF) の考え方 ・多職種連携の目的と方法 (介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の |
| 3 声龄之 | Ⅰ ⁻と介護・医療に関する基礎 | | 具体例) |
| からだと | ・高齢者等の心身の特徴 | , . | ○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 |
| こころの | と日常生活上の留意点 | を列挙できる。 | ・身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変 |
| 理解 | を理解する。 | ・高齢者に多い疾病の種類と症状を | 化、防衛反応の低下、廃用症候群等) |
| 【講義】 | ・認知症に関する基本的 | 列挙できる。 | ・フレイルと健康長寿 |
| (6.5時 | な知識を踏まえ、認知 | ・認知症の症状と心理・行動の特徴 | ・心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等) |
| 間) | 症高齢者との関わり方 | を理解し、認知症ケアの実践に必 | ・介護保険に定める特定疾病 |
| | を理解する。 | 要となる基礎的事項を概説でき | ○認知症の人の理解と対応 |

・認知症の人を取り巻く状況

・認知症ケアの基礎となる理念や考え方

・感染症に関する基本的

る。

な知識を踏まえ、必要 ・主な感染症と感染症対策の基礎的

| | となる感染症対策を理 | 事項、罹患した際の対応を概説で | ・認知症の症状 |
|-------|---------------|-----------------------------------|--|
| | 解する。 | きる。 | ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 |
| | | | ○感染症と対策 |
| | | | ・感染症の種類、原因と経路 |
| | | | ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応 |
| リハビリ | ・リハビリテーションの | ・リハビリテーションの考え方と内 | ○リハビリテーションの基礎知識 |
| テーショ | 考え方を理解する。 | 容を概説できる。 | ・リハビリテーションの考え方と内容 |
| ン | ・リハビリテーションに | リハビリテーションにおける福祉 | ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 |
| 【講義】 | おける福祉用具の関係 | 用具の関係性と、リハビリテーシ | ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 |
| (2時間) | 性を理解する。 | ョンに関わる専門職との連携にお | ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 |
| | | けるポイントを列挙できる。 | ・リハビリテーション専門職との連携 |
| 高齢者の | ・高齢者等の日常生活の | ・日常生活には個別性があることを | ○日常生活について |
| 日常生活 | 個別性や家族との関係 | 理解し、生活リズム、生活歴、ラ | ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 |
| の理解 | など、生活全般を捉え | イフスタイル、家族や地域の役割 | ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 |
| 【講義】 | る視点を修得する。 | 等を列挙できる。 | ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、 |
| (2時間) | ・基本的動作や日常生活 | ・基本的動作や日常生活動作 | 歩行、段差越え、階段昇降等) |
| | 動作 (ADL)·手段的日 | (ADL)・手段的日常生活動作 | ・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 |
| | 常生活動作(IADL)の | (IADL) の種類を列挙できる。 | ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防 |
| | 考え方、日常生活を通 | ・自宅や地域での日常生活を通じた | |
| | じた介護予防の視点を | 介護予防を列挙できる。 | |
| | 理解する。 | | |
| 介護技術 | ・日常生活動作ごとの介 | ・日常生活動作(ADL)に関連する | 〇日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 |
| 【講義・ | 護の意味と手順を踏ま | 介護の意味と手順について列挙で | ・介護を要する利用者の状態像 |
| 演習】 | え、福祉用具の選定・ | きる。 | ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 |
| (4時間) | 適合に当たって着目す | ・各介護場面における動作のポイン | ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど |
| | べき動作のポイントを | トと、それを支える福祉用具の役 | |
| | 理解する。 | 割を列挙できる。 | |
| 住環境と | ・高齢者の住まいにおけ | ・高齢者の住まいの課題を列挙でき | ○高齢者の住まい |
| 住宅改修 | る課題や住環境の整備 | る。 | ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 |
| 【講義・ | の考え方を理解する。 | ・住環境の整備のポイントを列挙で | ○住環境の整備 |
| 演習】 | ・介護保険制度における | きる。 | ・住環境整備の考え方 |
| (2時間) | 住宅改修の目的や仕組 | ・介護保険制度における住宅改修の | ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、 |

| | みを理解する。 | 目的や仕組みを概説できる。 | 手すりの取付け等) | |
|-------|---|------------------|---|--|
| | | | ○介護保険制度における住宅改修 | |
| | | | ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等 | |
| 4 個別の | 福祉用具に関する知識・技 | · 術 | | |
| 福祉用具 | ・福祉用具の種類、機能 | ・福祉用具の種類、機能及び構造を | ○福祉用具の種類、機能及び構造 | |
| の特徴 | 及び構造を理解する。 | 概説できる。 | ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・ | |
| 【講義・ | ・基本的動作や日常の生 | ・基本的動作と日常の生活場面に応 | 社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報 | |
| 演習】 | 活場面に応じた福祉用 | じた福祉用具の関わりや福祉用具 | を踏まえた講義内容とする。 | |
| (8時間) | 具の特徴を理解する。 | の特徴を列挙できる。 | ○基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴 | |
| 福祉用具 | ・福祉用具の基本的な選 | ・各福祉用具の選定・適合を行うこ | ○各福祉用具の選定・適合技術 | |
| の活用 | 定・適合技術を修得す | とができる。 | ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 | |
| 【講義・ | る。 | ・高齢者の状態像に応じた福祉用具 | ・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点 | |
| 演習】 | ・高齢者の状態像に応じ | の利用方法を概説できる。 | ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法 | |
| (8時間) | た福祉用具の利用方法 | | | |
| | を修得する。 | | | |
| 福祉用具 | ・福祉用具を安全に利用 | ・福祉用具利用のリスクマネジメン | ○福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 | |
| の安全利 | する上で必要となるリ | トについて理解し、事故防止の取 | ・消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務 | |
| 用とリス | スクマネジメントの重 | 組や事故発生時の対応について概 | ・重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集 | |
| クマネジ | 要性を理解する。 | 説できる。 | ○福祉用具事業者の事故報告義務 | |
| メント | ・福祉用具事故・ヒヤリ | ・福祉用具を安全に利用する上での | ・事故報告の仕組みと事故報告様式 | |
| 【講義・ | ハットに関する情報収 | 留意点を理解し、重大事故や利用 | ・事故要因分析と再発防止策 | |
| 演習】 | 集の方法や事故報告の | 時に多いヒヤリハットを例示でき | ○危険予知とリスクマネジメントの取組 | |
| (1.5時 | 流れを理解する。 | る。 | ・福祉用具を安全に利用する上での留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事 | |
| 間) | | | 故) | |
| | | | ・様々な福祉用具を組み合わせて活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測 | |
| 5 福祉用 | 5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習 | | | |
| 福祉用具 | ・福祉用具の供給やサー | ・福祉用具の供給やサービスの流れ | ○福祉用具の供給やサービスの流れ | |
| の供給と | ビスの流れ、及びサー | と各段階の内容を列挙できる。 | ・介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売) | |
| サービス | ビス提供を行う上での | ・介護保険制度等における福祉用具 | ・福祉用具の供給(サービス)の流れ | |
| の仕組み | 留意点について理解す | サービス提供時の留意点を概説で | ○福祉用具サービス提供時の留意点 | |
| 【講義】 | る。 | きる。 | ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等 | |
| (3時間) | ・清潔かつ安全で正常な | ・福祉用具の整備の意義とポイント | への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応 | |

| | 福祉用具を提供する意 | を列挙できる。 | ・介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 |
|---------|------------------------------|------------------|---|
| | 義と整備方法を理解す | | ・介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応 |
| | る。 | | 関係等 |
| | | | ○福祉用具の整備方法 |
| | | | |
| | | | ・清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法 |
| | | | と留意点 |
| 福祉用具 | ・福祉用具による支援の | ・福祉用具による支援の手順と福祉 | ○福祉用具による支援とPDCAサイクルに基づく手順の考え方 |
| による支 | 手順と福祉用具貸与計 | 用具貸与計画等の位置付けについ | |
| 援プロセ | 画等の位置づけを理解 | て概説できる。 | ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・ |
| スの理 | する。 | ・福祉用具貸与計画等の項目の意味 | 使用方法の説明、モニタリングと記録の交付 |
| 解•福祉 | ・福祉用具貸与計画等の | と内容を概説できる。 | ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 |
| 用具貸与 | 作成と活用方法を理解 | ・福祉用具貸与計画等の作成と活用 | ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 |
| 計画の作 | する。 | における主要なポイントを列挙で | ・記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネ |
| 成と活用 | ・利用者の心身の状況や | きる。 | ジメント) |
| 【講義・ | 生活における希望、生 | ・利用者の心身の状況や生活におけ | ○福祉用具貸与計画等の記載内容 |
| 演習】 | 活環境等を踏まえた利 | る希望、生活環境等を踏まえた利 | ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉 |
| (10 時間) | 用目標の設定や選定の | 用目標の設定や選定の重要性を理 | 用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で |
| | 重要性を理解する。 | 解し、概説できる。 | 共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等) |
| | モニタリングの意義や | ・モニタリングの意義や方法を概説 | ○福祉用具貸与計画等の活用方法 |
| | 方法を理解する。 | できる。 | ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ |
| | ・福祉用具の支援プロセ | ・福祉用具の支援プロセスにおける | ○モニタリングの意義と方法 |
| | スにおける安全利用推 | 安全利用推進の重要性について概 | ・モニタリングの意義・目的 |
| | 進の重要性を理解す | 説できる。 | ・モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成 |
| | る。 | ・福祉用具貸与計画等の作成・活用 | 度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等) |
| | ・事例を通じて、福祉用 | 方法について、福祉用具による支 | ○状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組み合わせや利用上の留意点、見直 |
| | 具貸与計画等の基本的 | 援の手順に沿って列挙できる。 | しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等) |
| | な作成と活用技術を習 | ・個別の状態像や課題に応じた福祉 | ○事例による総合演習 |
| | 得し、PDCA サイクルに | 用具による支援の実践に向けて、 | ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計 |

画等の作成とモニタリングの演習

及びモニタリングに関するロールプレイング

・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明

基づく福祉用具サービ

スのプロセスを理解す

る。

多職種連携の重要性を理解し、福

祉用具専門相談員としての目標や

自己研鑽の継続課題を列挙でき

| ・多職種連携において福 | る。 | ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像と |
|-------------|----|--|
| 祉用具専門相談員が果 | | し、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による |
| たす役割を理解すると | | 連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。 |
| ともに、継続して学習 | | ※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに |
| し研鑽することの重要 | | 継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。 |
| 性を認識する。 | | |

第 号

修了証明書

氏 名

生年月日

年 月 日

あなたは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項 第9号に掲げる福祉用具専門相談員指定講習会の課程を修了したことを証し ます。

修了年月日: 年 月 日

発行年月日: 年 月 日

(指定された者の名称)

代表 〇〇 〇〇 印

修了証明書(携帯用) 第 号

 氏
 名
 〇〇
 〇〇

 生年月日
 年
 月
 日

あなたは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号) 第4条第1項第9号に掲げる福祉用具専門相談員指定講習会の 課程を修了したことを証します。

修了年月日: 年 月 日

発行年月日: 年 月 日

(指定された者の名称)

代表 〇〇 〇〇 印